| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| ３．大阪府の指導監督又は検査の事務に関する監査の結果と意見 | | | |
| （１）定期的に提出を受ける決算関係書類等の書類から得られる情報をその団体の指導監督又は検査に有効活用すべきである。 | | | |
| ④医療法人（所管：健康医療部　保健医療室保健医療企画課） | 現状、健康医療部保健医療室医事看護課では、医療法人に係る事務について、定款の変更の認可申請や定款の変更に当たっての指導相談に業務の重きが置かれているように見受けられた。現に、提出を受けた事業報告書等の内容を業務として確認することはしていない。  法人に事業報告書等を提出させること自体が法の趣旨や目的ではない。提出された書類を活用して法人の指導監督に活用することこそが法の目的であることから、  医療法人を所管する健康医療部保健医療室医事看護課は、毎年提出を受ける事業報告書等を法人の指導監督に活用するよう、その活用方法を検討すべきである（意見番号４）。 | 厚生労働省通知の「医療法人運営管理指導要綱」に基づく指導監督に努める。  適切な法人運営を審査するために、チェックシートを作成し、活用することとした。 | 措置 |
| （２）指導監督に必要な団体の情報を適時かつ正確に入手し、常時把握すべきである。 | | | |
| ②　医療法人（所管：健康医療部保健医療室保健医療企画課） | 医療法人は毎年事業報告書や貸借対照表をはじめとする決算書類を大阪府知事に提出しなければならない（医療法第52条第１項）。ところが、健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中にはこれらの事業報告書等を提出していない法人があるにもかかわらず、これまでは所管する医療法人数が多いことなどを理由に医療法人から事業報告書等が提出されているかどうかの確認を行ってこなかった。  医療法人から事業報告書等が提出されているかどうかの確認を行っておらず、全ての医療法人から毎年入手すべき事業報告書等を入手できていない（結果番号３）。 | 平成25年２月、事業報告書未提出法人に督促を行った。  また、平成25年度から、医療機関基本情報管理システムにおいて、事業報告書等の提出の有無を入力し、確認できるように処理した上で、未提出法人に対し督促を行うこととした。  平成26年度は、６月20日付けで督促を行った。 | 措置 |
| ⑦　都道府県農業会議（所管：環境農林水産部　農政室整備課） | 大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、大阪府農業会議の基本的な情報、具体的には、補助金の支給対象とならない事業の内容等の情報共有を所管課として行っていなかった。補助金の支給対象とならない事業には、農業者年金基金、大阪府担い手育成総合支援協議会等に関する事業があるが、これらの事業の内容を所管課として組織的に共有できていなかった。  大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、有効な指導監督を行うために、また報告や検査の必要性の判断のためにも、大阪府農業会議の補助金の対象範囲のみならず、対象外の事業も含めて、その全容を把握しておくべきである（意見番号17）。 | 従来から、大阪府農業会議に対する補助金額の変更や人員の削減等をする場合には、大阪府農業会議の業務について点検･検討を行ってきたところであるが、大阪府農業会議に対する有効な指導監督等を行い、報告や検査の必要性の判断のため、平成25年10月以降、毎月開催される常任会議員会議や年２回開催の総会への出席を通じて農業会議の事業概要や会計執行状況等の全容を把握している。 | 措置 |
| （３）法の趣旨、各団体の特徴や過去の指導監督等の状況を踏まえて、指導監督又は検査を行うべきである。 | | | |
| ③　中小企業関係組合（所管：商工労働部　商工振興室経営支援課） | 組合法は、この組合員等からその固有の財産の拠出を受けている点、共済という相互扶助の精神や公共性、保険業に類似した性質を有している点等に配慮し、共済事業については組合員等を保護するためのさまざまな規制を設けている。この取扱いは、組合法に限らず、共済事業の定めのある他の全ての法でも同様である  中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、組合法や組織法の趣旨を十分に勘案するとともに、他の所管課の対応も参考にし、共済事業を実施する組合とそれ以外の組合に対する指導監督又は検査のあり方やその水準を明確に整理・区別すべきである（意見番号28）。 | 所管の中小企業組合の監督のため、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家の意見も聞き、決算関係書類のチェックシートを平成26年３月に作成したところであるが、共済事業を実施する組合については、これに加え、本年度中に実地検査を行なうべく、中小企業庁や厚生労働省の関連マニュアルの趣旨を踏まえた点検票を作成作業中。 | 経過報告 |
| ④　社会福祉法人（所管：福祉部　地域福祉推進室法人指導課） | 外部監査を活用していない場合には、法人本部の運営等について特に大きな問題が認められない限り、一般監査としての検査は２年に１回実施することが基本である。  しかしながら、実態としては社会福祉法人に対する検査の殆どが３年から４年に１回の実施という運用となっており、検査サイクルが厚生労働省の通知に則って整然と決定されていない（結果番号７）。 | 指導監査は、従前は実地指導監査に加え、書面監査や集合監査を実施し、国の要綱どおり２年に１回の指導監査を実施してきたが、書面検査や集合監査では表面的な監査に留まり、利用者への支援が適正に行われているかの確認ができないため、平成20年度より実効性のある監査とするため、指導監査の手法を実地指導監査のみに変更し、適正な法人運営及び施設運営が図られるよう指導を行ってきた。  指導監査サイクルについては、指導監査の質を落とさずに、頻度を上げるため、平成26年度から担当者を１名増員した。これにより昨年度と比較しての３割増しの実施回数とする指導監査計画を作成し、取り組んでいる。  なお、より効率的で実効のある監査を実施するため、大きな問題のある法人を監査対象とする等、メリハリのある監査を実施することとした。  【対応状況】   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 25年度まで | 26年度計画 | | 実施日数  (週当たり) | 3日／週  （火,水,木） | 4日／週  (火,水,木,金） | | 年間監査回数 | 96回  3日×4週×  8ヶ月(7～2月) | 128回  4日×4週×  8ヶ月(7～2月) | | 監査体制 | 8名 | 9名 | | 措置 |
| ⑧　職業訓練法人（所管：商工労働部　雇用推進室人材育成課） | 当該職業訓練法人については実態として数年に一度認定職業訓練を行うだけで、認定職業訓練を行っていない年度も複数年度に上っている。まして、法人の財務基盤が極めて脆弱な状況である。  個々の問題への言及とはなるが、まずは、当該職業訓練法人の貸付けの状況を正確に把握しその内容を精査するとともに、回収可能性を十分に検討する必要がある（意見番号31）。 | 当該法人を指導した結果、自主解散の方向で作業を進める旨の合意を得ており、現在、法人において作業中である。引き続き、作業の進捗状況を把握しつつ、指導を行っていく。 | 経過報告 |
| 本件について、所管課として何故適時に適切な対応ができなかったのかを精査し、所管課としてどのように指導監督又は検査等の対応を行えば今後同様の事態を回避できるかを検討すべきである。その上で、職業訓練法人として期待される認定職業訓練を将来にわたって安定的かつ継続的に実施しうる財務基盤を確立するよう、継続的かつ強力に指導監督すべきである（意見番号32）。 | 所管課として適切な指導を行うため、チェックリストをはじめ、指導監督基準を作成し、検査体制の見直しを図る。 | 経過報告 |
| 職業訓練法人が本来の事業を遂行しているか、将来にわたって認定職業訓練を安定的かつ継続的に実施しうる財務基盤を確立しているかどうか、換言すれば設立認可の要件の一つとしても求められている法人の「経営的基礎」（職能法第36条第２号）が著しく損なわれて毀損していないかどうかは、補助金の対象となる事業に係る支出が適正かどうかを主眼とする補助金の検査だけでは必ずしも明らかにはならない。もし補助金の検査しか行わないとすると、既述のような貸付けがあったとしても気がつかない可能性があり、補助金の検査のみでは指導監督上の対応として不十分な場合がある。  補助金の検査だけでは職業訓練法人に対して必要十分な指導監督を行いえないことをよく認識されたはずである。本事例の教訓を受け、改めて職能法の趣旨やその規定を十分にしん酌するとともに、  職能法に基づく報告の徴収や検査の実施のあり方を検討してもらいたい（意見番号34）。 | 所管課として適切な指導を行うため、チェックリストをはじめ、指導監督基準を作成し、検査体制の見直しを図る。 | 経過報告 |
| 決算関係書類は通常なんらかの基準に準拠して作成するのが一般的であり、同じ法人形態を取る他の法人と比較し、その過程で問題点を特定するためには、同様の会計基準に準拠して決算関係書類が作成されている必要がある。  しかしながら、これまで公益法人の会計基準等何らかの基準に準拠して決算関係資料を作成するよう職業訓練法人に対して指導したことはなく、現に職業訓練法人が作成する決算関係書類は公益法人の会計基準に準拠しているものもあれば、学校法人の会計基準に近い方法で作成しているところもあり、まちまちであった。  職業訓練法人の所管課である商工労働部雇用推進室人材育成課は、職業訓練法人が適用すべき会計基準として公益法人の会計基準等に準拠して決算関係書類等を作成するよう指導していくことが望まれる（意見番号35）。 | 平成25年度から、公益法人会計基準に準拠した決算書類等の作成を指導することとし、現在、策定作業中の指導監督基準を平成26年度内に整備予定。 | 経過報告 |
| ⑨　都道府県農業会議（所管：環境農林水産部　農政室整備課） | 大阪府農業会議との関係を照会したところ、農政関係における連携・協力先であり、農業委員会系統組織における位置づけに鑑みれば大阪府と同等の立場であるとの認識であった。まさに、監査人からみても、大阪府農業会議も大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課も、一体のように映る。しかしながら、監査人は、大阪府農業会議も大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課も、一体のように映るからこそ、大阪府として客観的に事務を行わせていることを対外的に主張するためにも、ときに大阪府農業会議に対して抑止力や牽制を働かせる上でも、  大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、大阪府農業会議に対して一線を画した立場で報告の徴収、検査その他の監督上必要な命令等を行うことが必要であると考える（意見番号36）。 | 大阪府と大阪府農業会議は、農地法等の許可案件の諮問、補助金の交付等においては、相対する立場にあることから、一体のものではない。  大阪府農業会議に対する有効な指導監督等を行い、報告や検査の必要性の判断のため、平成25年10月以降、毎月開催される常任会議員会議や年２回開催の総会への出席を通じて農業会議の事業概要や会計執行状況等の全容を把握しており、必要があれば報告の徴収、検査その他の監督上必要な命令等を行う。 | 措置 |
| （５）休眠状態の把握を網羅的に正確に行い、休眠団体に対し厳格に対応すべきである。 | | | |
| ①　消費生活協同組合（所管：府民文化部　男女参画・府民協働課） | 大阪府の管轄下にある消費生活協同組合（連合会を含む）70団体のうち、16団体は相当高い程度で休眠状態と疑われている。  平成19年度に一度、団体の登記事項の確認を行っているが、その時点から連絡が取れず今も決算関係書類等の書類の提出がないことから、遅くとも平成19年ごろから現在までの５年程度この状態が続いている。  消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は、現に休眠状態が高い程度に疑われる組合については、他の所管課の対応を参考に、法令にしたがって必要な措置を講ずべき命令を行い、場合によっては解散の命令を行うべきである（結果番号12）。 | 休眠状態にある17生協の内、現時点で10生協に対し、解散命令を発出し、３生協に対し、業務再開命令の公示送達の申立てを行った。  残りの生協については、引き続き調査を進め、公示送達の手続きを行うなど、必要な措置を講じていく。 | 経過報告 |
| ②　医療法人（所管：健康医療部保健医療室保健医療企画課） | 健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中には、毎年提出が求められる事業報告書等を提出していない法人がある。  現状は休眠の疑いのある法人数を正確に把握できていない。  全ての医療法人について活動の実態を網羅的に正確に把握し、その状況次第では厳正な対処を行うべきである（結果番号13）。 | 事業報告書未提出法人に文書による督促を行った後、「宛所不明」で戻ってきた法人の活動状況等を把握していく。  また、活動実績がないことを確認できた法人に対しては、事業再開又は解散に向けた指導をとる等、厳正に対処していく。 | 経過報告 |
| （８）団体の指導監督又は検査を有効に行う上では、団体に係る会計や経理の知識の向上や習得が必要不可欠である。 | | | |
| ②　医療法人（所管：健康医療部保健医療室保健医療企画課） | 健康医療部保健医療室医事看護課では、病院会計準則の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に病院会計準則等の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。また、医療法人の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。  医療法人の財務諸表は、その主体が病院施設を開設するか否かによって準拠すべき財務諸表の様式が異なるが（「医療法人における事業報告書等の様式について」（厚生労働省医政局指導課長、平成19年３月30日）参照）、その認識が十分に医療法人の所管課内に浸透していなかったため、  誤った様式で作成された財務諸表や勘定科目名称を誤った財務諸表、必要な記載が漏れている財務諸表等を受理してしまっていた（結果番号14）。 | 事業報告書等は、厚生労働省からモデル様式が示されており、様式や記載誤りがないか等の確認を含め、内容審査に係るチェックシートを作成し、チェック体制の強化に努めることとした。  様式誤り等の報告に対しては、再度、提出指示するとともに、不適切な勘定科目等に対しては、法人から内容を聞き取り、改善するよう指導している。 | 措置 |
| 医療法人を所管する健康医療部保健医療室医事看護課は、医療法人の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号51）。 | 医療法人の指導監督に必要な知識等を習得するため、大阪府が実施している簿記研修などの会計に関する研修を積極的に受講するとともに、グループ内で勉強会を開催するなど、知識の研鑽に努めることとした。 | 措置 |